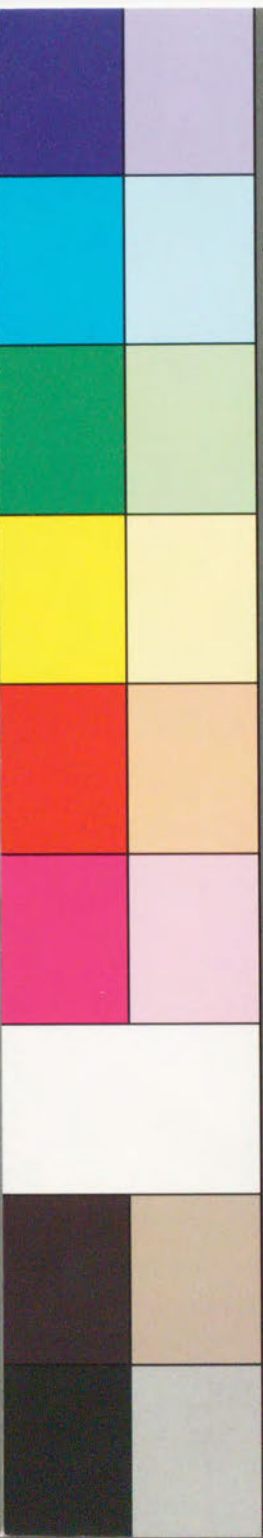


Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



明治版

本朝百孝子伝に

倣う

V
d-6

和漢百童傳



月内野郎

和漢百童傳目次

本朝の部

- (一)菅原道真 (二)僧 空海 (三)伊藤・仁齋 (四)熊澤蕃山
(五)中江・藤樹 (六)山崎闇齋 (七)皆川淇園 (八)細井平洲
(九)原 尙菴 (一〇)恩田鶴城 (一一)大江時棟 (一二)小野 篁
(一三)小田雪洲 (一四)原 雙桂 (一五)三宅石菴 (一六)大野了佐
(一七)井上重成 (一八)稻葉迂齋 (一九)源 雅實 (二〇)楠 正成
(二一)武田晴信 (二二)豐臣秀吉 (二三)荒木村重 (二四)北條氏康
(二五)毛利元就 (二六)德川家康 (二七)德川家光 (二八)德川秀忠
(二九)德川家綱 (三〇)德川頼宣 (三一)酒井金三 (三二)松平信綱
(三三)森 蘭丸 (三四)阿 若丸 (三五)大石良兼 (三六)池田光政
(三七)松平好房 (三八)下野公助 (三九)丈部祖父麿 (四〇)宮 崎 奇

(四一) 陶山 訥菴 (四二) 農夫 二郎 (四三) 樵夫 清七 (四四) 藤岡 喜一郎
 (四五) 孝子 市郎兵衛 (四六) 永田 佐吉 (四七) 孝子 龜松 (四八) 孝子 傳藏
 (四九) 小式部內侍 (五〇) 夜叉女 (五一) 比佐女 (五二) 徹妙
 (五三) 妙冲 (五四) 富女 (五五) 綱女 (五六) 中田タツ女
 (五七) ソヨ 女

漢土の部

(五八) 文王 (五九) 明帝 (六〇) 無恤 (六一) 孔父文伯
 (六二) 韓信 (六三) 斑超 (六四) 臧洪 (六五) 楊政
 (六六) 李白 (六七) 任敬臣 (六八) 趙武孟 (六九) 歐陽修
 (七〇) 范仲淹 (七一) 晏殊 (七二) 寇準 (七三) 許衡
 (七四) 邴原 (七五) 皇甫績 (七六) 路溫舒 (七七) 祖瑩
 (七八) 呂祖謙 (七九) 皇甫謐 (八〇) 李密 (八一) 蘇孤山
 (八二) 范純仁 (八三) 哀王冲 (八四) 司馬溫公 (八五) 劉恕
 (八六) 閔損 (八七) 許坦 (八八) 丁蘭 (八九) 蔡順
 (九〇) 吉玃 (九一) 韓伯瑜 (九二) 王僧孺 (九三) 王祥王覽
 (九四) 黃香 (九五) 孔融 (九六) 孫叔傲 (九七) 張禮
 (九八) 朱娥 (九九) 緹縈 (一〇〇) 文姬



和漢百童傳。

第一 菅原道真

菅原道真是菅原是善の子なり。幼き時の字を三といへり。其家は父祖の代より學者の家なりければ、道真も幼少より家傳の學業を受けて、儒道を學べり。生得聰明にして、一を聞いて、十を知るともいふべき質なり。されば學力朝日の昇るが如く進み、父の是善も大方ならず喜びて、行末は天晴我家業を紹介ぐべきものと、生長を心待ちに待ちけるに、軀て十一歳になりける時、父は其頃名高き島田忠臣といふ學者を我家に招き、四方山の物語りしてありけるに、時は春の始めにて、梅の花庭一面に咲き揃ひ、日暮て後月さし昇り、此上なき景色なれば、空しく此良夜を過し難し。與に一詩を作らんとて、互に筆捉りて打案する後に、道真侍り在りし故、忠臣戯れに、『三の君も詩を作り給はずや』と曰ふに、暫く考へて後筆

を搦り認めて二人の前にさし出す父は心に、『道眞の學力、近頃進みたれども、未だ詩を作らしめたることあらず、如何なる事を認めしならん。平仄も合はざるべし。』と深く危ふみて、忠臣が方を眺め居けるに、忠臣ハタと膝を打ち、『實に神童とやいはん天才とや言はん、吾等老輩遠く及ばず。』と嘆稱しつゝ、是善に示すを見れば、

月輝如二晴雪
 梅花似二照星
 可憐金鏡轉
 庭上玉房馨

とあり、平仄の誤りなきのみならず、句々皆おもしろく、未だ詩を作りしことあらざる十一歳の童子の作に似ず、詩に老けたるものすら及び難き名吟なれば、是善は殊の外喜びたり、かくて年十五にして元服す、其時母の歌に、

とあり、此歌の月の桂とは唐の故事にて、學問に上達して天子より召し出さるゝを折桂といふなり、されば、此意を取りて行末を祝ひ、且つ教訓の意をこめたるなり、

第二 空海

空海は讃岐國多度郡屏風浦の人なり、父は佐伯田公といひ、母は伊豫親王の學士阿部大足が妹なり、光仁天皇の寶龜五年六月十五日生る、其母天竺の高僧飛來りて我懷に入ると夢みて、孕みしとぞ、幼名をば眞魚と云へり、生得敏慧にして六七歳の時より早くも人事を識別し、威貌高尚言語明快にして、尋常の小兒と異なりしかば、近隣の人々皆敬愛して、貴物貴物と字せり、櫛櫛に在る頃より寺に伴はれて佛を拜むを何より好みけるが、八九歳の時は他の遊びをせず、泥土を捻ねて佛像を作り、我家の側に小き堂を構へて、其中に安置して之を拜み之を禮し、草花を供へ

香を焚き經を讀む眞似などして戯れ居たり『其方は何を望むぞ』と問へば『余は貴き聖となるなり、』と必ず答ふると常なりき、かくて十二になりし時、外舅の大足兩親に勸めて『假へ佛弟子となるも、學問せではあるべからず、文書を學びて身を立て、兎も角も大學に入らしむるに若かず、』とて眞魚を、我許に日毎呼びて、書讀むとを教へけるに、元より聰明の性質なれば、一を聞きて十を知り、忽ちにして孝經論語等を卒り、傍佛敎をも伺ひけり、十五の時大足に従ひて京都に出で、益思ひを學術に潜め、十八歳にして大學に入り、直講味酒淨成に就て毛詩尙書を讀み、後岡田博士に春秋左氏傳を問ひ、博く經史百家の書を通覽せり、

第三 伊藤仁齋

伊藤仁齋は京師の人にして、家世々賈を業とせしが、仁齋は幼きより穎才舌發して、群兒に異なり、その初め句讀を習ふ時已に儒を以て一世に耀かんことを欲せしが、稍長するに及びて、堅苦自ら勵む、親戚皆な以て利に迂なりとし、之を沮みて曰く『學問は外國の事なり、此の邦に在りては固より無用に屬す、假令之を能くするも身を立て難し故に、醫者となりて生産を致すに若かざるなりと、仁齋從はず、而して家日に衰へ赤貧に至れども、其の志確乎として變ずること無く、遂に天下の學者四方より來りて之に歸し、飛驒佐渡壹岐の三國を除くの外は皆その門に及び、謁を取るもの千を以て數へ、實に一代の儒宗といふべき人となれり、

第四 熊澤蕃山

熊澤蕃山は京師の人なり、年少き時より専ら學問に志し、常に良師を尋ねけるが、近江の藤樹先生の高名を聞き、直に往きて業を受けんことを請ひけるに、先生は謙遜して人に學問を授くる程の力無しとて之を承

知せざりし蕃山三日三夜其の軒下に伏して之を請ひければ先生の母
 之を憫みて遂に之を許さしめしに是より勉勵して有名の大家とはな
 れり、

第五 中江藤樹

中江藤樹は近江の人なり年甫めて十二歳なるとき大學の『天子より以
 て庶人に至るまで壹是に皆身を修むるを以て本となす』といふを讀み、
 大に悟りて曰く『幸に此の經の今に存する聖人豈學んで至るべからざ
 らんやと是より學を勉めて止まず親に事へて孝にして學成り行正し
 く郷人皆之に化せられ善人となれり世に近江聖人と稱するは即ち藤
 樹先生なり、

第六 山崎闇齋

山崎闇齋の幼き時に其の祖母多治比氏常に闇齋に語りて曰く『諺に
 身は一錢にして目は百貫なりといへり汝善く字を習ふべし字を識ら
 ざれば盲と異ならずと母佐久間氏も亦曰く『應は饑えても穀を啄まず
 士は宜しく志を尙ふべしと闇齋常に其の教訓を服膺し遂に大儒と
 なりて名を後世に傳へたり、

第七 皆川愿

皆川愿淇園と號す京都の人なり四五歳の時より能く文字を知れり常
 に讀書を以て己の業と爲し督促を煩すこと有るなし父は記誦の學を
 賤しめ弘道に志ありたる人なりければ淇園及び弟成章に命じてそ
 の志を繼しめんとし見聞を資け學識を長ずべきの書籍は需めて之を
 與へ又當時の儒者と稱すべき人には交を結びて往來せしめたり弟
 成章は人の辨論する所を聞けば言の終るを待たずして輒通曉した
 りとなし淇園は詳に疑を質されば止まざるなし稍長じて心を學に

傾け沈潜反覆して言外の妙所を得遂に大儒となれり、

第八 細井平洲

細井平洲幼にして書を讀むことを好み、誦讀已に遍し、然れども猶未だ足らずと爲し、年十七歳のとき、京師に遊學せんことを請ひ、單身にて赴き、伊勢の人北畠世規と同居せり、垢つきたる衣服を着し、敝れたる帶を纏ひ、糲を食ひ、蔬をかみ、務めて費用を節儉せり、是より先き父正長金五十兩を與へて其の用に充てしめしに、京に在ること一年にして十兩を費し、その餘を以て書籍數百卷を購ひ、兩馬に駄して歸れり、郷里皆以て美談とせり、

第九 原尙菴

原尙菴名は瑜、通稱を三右衛門といふ、生れて雋異なり、十歳にして章句を尹、藤、東、厓に受く、漸長するに及びて學を嗜むこと、飢ゑて食を欲し、渴して水を欲するか如く、にて口にて誦し、手にて録し、晝夜を廢せず、故に父母これを奇とすと雖、その或は病に罹らんことを過慮して、謂へて曰く、『惟を下し、憤を發するは成人の事なり、兒は今童年なり、間斷有りて可なりと、時に尙菴答へて、『蚤く起きて文字を尋ね思ふ時は自ら心下爽快なるを覺ゆれども、若し稍々晏ければ、則頭岑々として心裏甚だ安からずといへり、その長ずるに及びては、博學能文、良醫を以て世に聞え、遂に土井侯に仕ひ、家資頗る富むに至れり、

第十 恩田鶴城

下總の國古河に恩田鶴城といふものあり、幼少のときより多辯にして智慧もありしかば、他の小兒の喧嘩等を爲すものあるときは、自出で、何れか善きか、惡しきかと、裁判を爲し、居りしに、その裁判常に正しきを以て他人は一言も無しに服従せり、その十二三歳の時なり、熟考して、『今

までは自慢らしく傲然として、他人の裁判等をも爲したるが、かく他人に傲るが如きは甚悪しき事にてありしなりと悔悟し、今より後は如何なる事あるも決して爲すまじと身自ら慎み、讀書をのみ事と爲し居りしが、遂には大學者となりて、世に稱せらるゝに至れり、

第十一 大江時棟

攝政藤原道長、或る日他に行く途中にて十二三歳なる童子の馬を牽きたるが片手に書を持ちて讀みながら行くを見、怪みて近く召し寄せ、種々の事を物語り見るに、如何にも伶俐なる童子なりければ、連れ歸りて大江匡衡を師と頼み、學ばせけるが、漸く博學の聞え高く、後に大江時棟と名乗り、朝廷に仕へて博士とまでなりけり、

第十二 小野篁

小野篁は參議小野峯守の子なり、少年の頃には馬に騎ることをのみ好み、て、學業を事とせざりしかば、嵯峨天皇之を聞き給ひ、歎じて「斯の人の子にして、馬に騎ることをのみ好み、學業を事とせざるは何事ぞ」と惜むべきなりと宣へるを聞きて、是より志を學に勵み、騎馬及び他の遊戲も好まざるに至り、弘仁中試験にて及第し、累に官を進められて、遂に參議左大辨に至れり、文章は當時に冠絶し、又草隸に妙を得たり、

第十三 小田雪舟

備中國赤濱に小田雪舟といふものあり、年十二三の時、其の父雪舟をして、寶福寺の弟子たらしむ、雪舟幼き時より、甚だ書を好み、故に僧となりても佛經を讀まず、ひそかに書にのみ志し、かば一日師の僧怒りて之を堂上の柱に縛せり、日の暮るゝに及びて、其の索を解かんとて至り見れば、雪舟の脚下に生鼠ありて、躍らんとするさまなりけり、師の僧驚きつゝ、之に近づくに、鼠は更にうごかず、怪みて之を熟視すれば、こはい

かに雪舟終日愁苦のあまり、滴下せし涙痕を足の拇指にて描きたるものなり、師の僧始めて其の精妙なるに感じ、遂に書を學ばしめけるが、後明國に入りて、師をもとめんとせしも、師とするに足るものなしとて、名區勝域を遊歴して、專天然の風景を軌範とせり、明國の君臣も其の書を贊嘆せざるもの無く、今に至るまで雪舟の畫は世間に喧傳せり、

第十四 原雙桂

原雙桂は京師の人にして父を光茂といふ、甲斐の武田信玄の將原虎胤六世の孫なり、雙桂生れて群兒に異なる所あり、十歳にして章句を伊東東涯に受け、漸く長じて益々學を嗜み口に誦し手に録して晝夜を廢せず、故に東涯毎に稱して『後進の領袖と爲せり、或人又其の堅志を見て、その先祖美濃守は武略を以て著れしも、此の子は他日文事を以て大に名を成す所あらんと言へり、年十四にして父を喪ひ、哀毀禮に過ぐ、服終りて大坂に出て、既にして江都に如き、舅氏の原芸菴に依り、當時の諸彦青木昆陽、高蘭亭、呂玄大等と從遊して、文詞相論す、居ること三歳、母を念ひて止まず、乃大坂に赴く、母尋て病みて歿せしかば、遂に京に歸りぬ、時に年十九なり、

第十五 三宅石菴

三宅石菴は少くして大志あり、專學を嗜みて家道を視ざりしかば、資産は遂に傾きたり、よりて家財道具を賣りて、舊負債を償ひしに、餘す所は僅に金十兩のみなりし、猶自若として弟の觀瀾に謂ひて曰く、『大丈夫は當さに名を天下に揚ぐべし、此の金を以て學を爲すに足れりとて、兄弟案を對して、日夜書を讀み、遂にひとしく大儒となれり、

第十六 大野了佐

中江藤樹の良友なる大野某の子に、了佐といふものあり、性質甚愚なり、

某其の家名を嗣ぐこと能はざるを知り、之をして賤業に就けて別に生を營ましめんとせしに、了佐心に之を耻ぢ、ひそかに藤樹にたよりて、切にその意を述べ、醫を學ばんことを乞ひければ、藤樹其の志を憐れみて、大成論の句讀を授くるに、誦讀數十遍に及べども、了佐一字をも記憶すること能はず、然れども了佐の一心鐵石よりも堅く、身力のあらん限りは、藤樹の力に依りて、飽くまで此の業を遂げて舊耻を雪がんものを、思を焦し千辛萬苦して怠らざりしかば、藤樹大に其の志の篤さに感じ、自ら醫筌を著はして之に授く、年幾くならずして、了佐終に醫を以て一家を成せり、是れ實に藤樹の篤く教授したるに依ると雖も、了佐の刻苦勉勵せしに依れり、

第十七 井上重成

維新後相摸國に足柄縣を置かれし事ありしが、其の縣下の士族井上重成と云ふ者は、幼時父母に後れ、兄の祇量に養育せられ、近隣の學校へ通學して居たりしに、兄は不幸にも病に罹り、一家二人のみにて他に親類も無き故、重成は自ら炊て病床に在る兄の口を叶ふ食物を調へ、能く看護に意を用ひ、醫者の藥も缺くことなく、少しも怠らず事へ、其の隙を見ては學校へ通ひ、若したまへば、辨當の調へ兼ねし節は、午飯を食せず、退校の時まで更に倦みたる氣色を見はさず、又折々家事の爲出校の時間に遅れて教師に譴責を受けることありても、決して辨解を爲さず、且自身の過ちを謝するばかりにてありし、其の後此の事官に聞えて、其の兄を大切に致し、且幼年にして學業を勉強するは、大人も及ばぬ所なりとて、奇特を賞せられて、金若干を賜はりしとぞ、

第十八 稻葉迂齋

稻葉迂齋は十三歳なる時始めて三宅尙齋の門人三水信成といへる人

を知り、信成より『聖賢の道は學ばざるべからずといふ説を聞き、是れより専ら心を道義に向け、伴部安崇、赤井眞義と經義を講究して、二人より大に教導を受けたり、其の後佐藤直方を師として學べり、迂齋の學業成り名顯れて後、二氏及び師を敬ふこと初めの如くにして年賀の禮、歳暮の儀に至るまで誠實を盡せり、迂齋常に人に向て『我は二氏と師とに依りて全く學業成りしと物語りしとぞ、

第十九 源雅實

源雅實は幼少の時に父の右大臣顯房と、外祖の大納言隆俊と共に省中の見廻はりを爲すに従ひて行きたりしに、此の省中には中庭の如き土間少しありて、其處は靴を脱ぎ捨てゝある所よりは甚だ遠く且奴僕等の入ると能はざる所なれば、如何なる貴顯のものど雖もその處を通る時には已むことを得ず、皆徒跣にて行くことなり、雅實は今將に父と祖父との下りんとするを見、懷中より二足の靴を出して穿かしめければ、父も祖父もその孝心の深きに感せしが、中にも隆俊は涙を流して未だ幼きに、かく親を大切に思ふのみならず、この隆俊までも大切に思ふて何時の間にやら、靴まで持ち來りしかど、悦び勇みて歸宅するや否や、その母にも噺して末頼母敷ものなりとて、悦ばれしが後には太政大臣に迄なりて、至て評判よろしかりし、

第二十 楠正成

楠正成、多聞丸と稱し、年尚幼かりし頃、南都東大寺に修業せり、一日寺僧五六輩、鐘樓の下に聚り、雜談しけるが、一僧の曰く『此の鐘は、天下第一の巨鐘にして、高さ一丈三尺六寸、巢口は九尺一寸三分あり、古より如何なる精力あるものも、眞の音を撞き出すことなし、況して此の鐘を揺り動かすものゝあるべきやと、多聞丸傍に在り、頓て衆僧に向ひて曰く『予こ

そ此の鐘を揺り動かして見せん、去りながら即時とは申し難し、今夜子の刻までには、必定なりと、衆僧は其は興あることなりとて、其の時を約して去りけり、多聞丸頼て一人の家僕を伴ひ來りて、『汝は只今より此の巨鐘に指をあて、之を揺り動かすの勢をなせ、寸隙の暇も解ることなかれと命じたり、家僕は命の如く幾萬遍となく、之を推すに、更に揺り出すこと無し、夜も戌の刻とも思ふ頃に、龍頭の處漸きりくくと鳴り出したれば、僕は此の勢を見て、氣力愈益して、亥の刻頃には、遂に大に動き出したる、多聞丸は、時こそよけれど、再鐘樓の下に至り、家僕に代りて之を揺り動かし、斯くと寺僧に報せしめたりしに、寺僧等は、忽聚り來り此の様を見て、唯嘆服するの外なかりしと云ふ、

第二十一 武田晴信

武田晴信は幼名を勝千代といふ、八歳の時より長禪寺にて讀書習字を習ひ居りしに、殊の外敏捷にして、一を聴けば十を知るの才ありしを以て、師の僧も大に悦びたり、一日一冊の書物を携へ勝千代の書齋に至り、『これは至て善き書物なれば、熟讀せらるべしとありしゆえ、何ならんぞ受け取り見るに、玄惠法師の書きたる庭訓往來といふ書物なり、勝千代は兩三日にして既に暗誦し、その義理にも通達せし故、師僧の許に持ち往きて、『誠に善き本にて有りけれども、佛法の教めきたる事多くして、大將になる者の熟讀すべき程のものとは思はれざれば、何卒今少し善き書物を見せらるべしといふ、師僧も大にその見識の卓越なるに感服して、『然らば眞に悦ぶべき善き書物を貸し與ふべしとて、七書を出し見せしに、勝千代はこれを受け、戴き悦び極りて雀躍して曰はく、『これこそ我の兼てより渴望して止まざりしものにて、心に適ひし書物なりとて、それより日を夜に繼ぎて勉強し、竟にその理に通達して、軍事にてはその

頃一二を争ふ程の有名なる豪傑武田信玄となれり、

第二十二 豊臣秀吉

日吉丸とは豊臣秀吉の幼名にして、尾張國愛智郡中邑の農民彌助の子なり、年八歳の時に父を喪ひたり母は何とかして一手にて養育せんと欲したれども、家貧しくして朝夕の煙をも立つること能はざるに至りしより、人の勸に任せて繼父を納れしかば、弟妹をも生みしなり、日吉丸は成長して後支那をも攻め取りて、國威を外國までも輝かせし大膽なる事をも企つる位のもの故餘りに強きを以て繼父の心にも適はず、光明寺の僧と爲さしめられしに、親の命已むことを得ず、佛の供物を供へ、或は掃除等をも爲して居りしも、何分にも經を讀むことを欲せず、常に僧徒より叱からるゝこと屢なりし、一日佛參の人有り、種々の嘲しを爲し、語次武談の事に及びけると、日吉丸は知らず識らず、膝を進め耳を傾け心を清して一心に聴き居りしも、忽ち長太息して言ひけるは、『嗚呼大丈夫偶々この戰國に生れ出でながら、徒に世捨人となりて、人に食を乞ふ業に甘じ居らるべき宜しく名を揚げ家を興すはこの時なりとて、遂に織田信長に仕へ、累進して關白と迄なりしなり、

第二十三 荒木村重

荒木村重は幼名を十二郎といふ、幼少のときより非常なる大力にて、弓馬刀槍の術に至るまで習熟せり、一日戯れに座敷に在りしところの碁盤を搔爬み、父の義村をその上に載せ、盤の小角を把りて隅の柱を三度廻り、舊の所に置きしに、少しも顔色變らずありければ、父は大に悦び褒めたりしに、十二郎はうやうやしく父の前に手をつきて、『力のみ強くとも何の益にか立つべき、今斯くの如き亂世に、然かも武士と生れたるものなれば、何卒暴を誅し、亂を平けて、數ヶ國も領し、家を興し、名を揚げて

こそ、眞の力あるものと云ふべけれど、答へければ、父は彌々その大勇を喜びて、頼もしく思ひけり。時に十二郎は十二歳なり、これよりますゝ一日に月に武術も上達せしが、二十歳の頃池田の二十一人衆とて良民の害を爲す所の惡しき黨與ありしが、中にも池田勘右衛門は強力無雙の巨魁なりし故、如何にもしてこれを除き枕を高くして眠ることを得るに至りたしとは思へども、人みな彼等の勇力に怖れて手出しするものとて無かりしかば、十二郎は遂に見るに忍びずこの惡黨を忽ちに討ち平け萬民始めて安眠することを得たり、されば深くその徳に感じ、歎賞せざるもの無きに至り、これより勇名は益々世に彰れたり、

第二十四 北條氏康

北條氏康の幼名を國王丸といふ、十二歳のとき外國より鳥銃渡り來り北條家の諸氏も皆これを打ち習ひたるに、國王丸は大に驚きたるもの如くなれば、諸士は互に顔を見合せて笑ひ居たるを見て、忽心の中に『我れは彼れ等の君たるべき身なるに、如何に幼しとて斯許りの事に驚きて諸士の爲めに笑はるゝこと武門の耻辱この上無しと思ひ迫り、直に小刀を抜き放ちて自殺せんとせしを側にありたる侍臣等は、大に驚き辛くしてその刀を奪ひしに、國王丸は物をも言はず、泣然と涙を落して居たり。傳の清水某進み寄りて『若君左迄に耻ぢ給ふに及ばず、猛き武士は物に驚き、肝よき馬も亦物に驚くとき、決して御短慮の事をなさるべからず、と辭を盡して諫め止めし故、纔に顔色も直り思ひ止りたりと云ふ、これぞ後に北條氏康とて關東を斬り從へ、威を國中に振ふ程の名將なり、

第二十五 毛利元就

毛利元就は幼名を松壽と云ひ、警敏にして大志あり、年十二の時、安藝の

嚴島の社に詣でけるが従者に向ひて『汝等も亦祈ることあるやと問ひければ』君の山陽を併せたまはんことを祈れりと、一同に答へしに、松壽喜ばずして曰く『汝等何ぞ祈ることの小なるや、其の志海内を併せんとするも僅に數國を領するに過ぎず、今僅に山陽を併せんと祈らば、いかに山陽を得ん、其の成す所知りぬべしと、衆皆驚き服せり、元就初め猿掛の城に在りし時は、僅に邑七十五貫を食し、士卒三百餘を養ふに過ぎざりしが、後遂に山陰、山陽の十國を領して、威を海内に輝かすに至れり、

第二十六 徳川家康

徳川家康幼にして駿河の今川氏に人質となり居たり、駿河の國の風俗に端午を以て石戰の戲を作し、觀る者も亦黨を分ちて勢を助け、り、家康甫めて十歳なる時、家奴の肩に騎して之を觀るに、一隊は三百餘人、其の一は之に半せり、故に人爭ひて其の衆き方に赴くに、家康奴に命じて其の寡き方に就かしめけり、奴異みて之を問ふに、家康答へて曰く『衆き者は勢を恃みて其の心まどまらず、寡きものは懼れて力を專にす、其の勝つや必せりと、果して其の言の如し、今川義元之を聞て將門將を出すとは信なる哉と、歎賞せりと云ふ、

第二十七 徳川家光

徳川家光年十二の時、秀忠に従ひて猿樂を觀しに、諸侯群臣皆側に侍せり、會地大に震ひければ、群臣皆慌て、避けり、時に秀忠獨嚴然として動かずして在りけるが、屏風を隔て坐しける家光を、青山忠俊抱きて出でんとせしに、家光之に向ひ『嚴君既に出でたまふやと問ふ、忠俊對へて、『未だ承らずとせし、家光大に怒り、忠俊の頭を批ちて、『安んぞ嚴君の出でたまはざるに、吾獨り避くることやあると謂ひしかば、聞くもの皆歎服せりと云ふ、

第二十八

徳川秀忠

徳川秀忠幼き時より、徳量人に過ぐ、十三歳の時人をして書を読ましめて之を聴く、俄に狂牛ありて、外より闖り入る、戸障子、悉く倒れ、拉然として聲あり、近侍の士皆周章狼狽して、措を失ひけり、秀忠恬然たること平常に異ならず、既に業を卒へて座を起つ、一も言ふ所無し、又或時猿樂を観しに、折しも大なる地震ありしかば、陪侍の人々皆駭きて、遁れ出しかど、秀忠儼然として少しも動かざりけり、弟義直傍に在り、秀忠に白して曰く、殿堂將に傾かんとす、宜しく早く遁け給ふべしと、秀忠答へて曰く、壁未だ墮ちず、何ぞ傾き倒るゝに至ることかあると、從容談話し、神色自若たり、

第二十九

徳川家綱

徳川家綱の幼名を竹千代といふ、六歳のとき多くの近習の者をして、山王祭の真似を爲さしめて遊び居しに、加々半之丞とて、六十歳程の老人次の間に在るを見出し、近習のもの口々に『半之丞の屋敷は山王の側に在れば能く熟し居るならん、半之丞祭禮の真似をして速に御覽に入れよとありければ、半之丞は殊の外に迷惑に思ひ、澁ぶく致し居るを竹千代は遙に之を見て、その迷惑なるを察し、氣の毒にて、何とかがして免さんと思ひしも、別に工夫とてもあらざりしかば、『半之丞其處に居るな速く起てとて、自身の見度きをも堪へて、その儘に逐ひ出し還せしといふ、

第三十

徳川頼宣

徳川家康の十男を頼宣と云ふ、十三歳の時大坂夏の役にて、其の先陣を乞ひしに、家康は其の勇氣を感じて、『城が手強くして攻めあぐみし節は必ず其方に先陣を申し付くるぞ』といはれしが、夫れにも及ばずして落

城じやうせしかば、頼宣よりののぶは父ちちの前に出いで一度も戦たたかはざりしこと、残念ざんねんのよし述べられしに、松平正綱まつだいらまさつなといふ者もの側に在ありて、これを慰なぐさめ、君きみには未だ御若年さむやくねんなれば、御一代ごだいの中には幾度も斯かる場合に遇あひ給ふことあらん、左迄に御嘆ごなげきに及およばざるべし』といひしに、頼宣よりののぶは正綱まさつなを睨にらみ視みて、『正綱能く聞きけ、軍事は他日たじつに多おほからんも、予の十三歳に遇ふこと、再あるべきや、我が憾がらみとする處は、此の時節しじふを失ふ故なりと答ふ、家康いよく感かんじて、『今日汝が如何なる戦功せんこうありしよりも、只今の一言こそ最も高名かうめい拔群はつぐんなれ』と賞しょうせられしとぞ、

公又年少としわかきとき、近臣きんしん其の意いに稱かなはざることありしかば、佩刀はいたうを舉あげ鞘さやのまゝにてこれを打ちしに、傳安藤直次かしてきあんぢうじ之を聞き直に登城たうちやうして、頼宣よりののぶの前に至り、兩手にて緊きびしく其の袴はかまを執とり、諫めて、『近臣の罪を糾たいさるゝに、親おやから楚達そたうを加くわへ、居敷きふ比ひく如くしていかでか五十萬石の領地りやうちを保つを得ん、今後宜しく慎み給ふべし、若し慎しむこと能はずば、自殺じさうし給ふべし』といふ、直次素より力あれば、頼宣動くこと能はず、よりて直次に謝し、直次悦よろこびてこれを縦はなつに、指の痕衣服及び袴はかまを徹とほして、兩股りうこに赤癍あせを生じたり、頼宣老年に及ぶまで、入浴毎に此の癍を大切にして、洗はしめず、侍臣じしんこれを問へば、答へず、浴を出で衣服を着し、席せきを直して、後に『これ安藤直次の遺物ゐづつなぢうじのゐぶつにして、我をして五十萬石を保たしめしものなり、洗ふて之を滅するに忍しのびずと語られしとぞ、

第三十一 酒井金三

酒井金三さかゐきんざうは、徳川家康の家臣かしんなり、原吉丸はらよしまると共に家康の御供ごどうにて、伏見といふ地に居りし時、家康俄に起ちて庭に出でし故、吉丸は家康の太刀を持ちて、後に附つきて出でけり、此の時、夏なつの熱き頃ころにて、土も火の如くに焼け居るに、金三は吉丸の草卒そうそつの際、草履さうりをも穿く暇ひま無く、跣足はだしにて附つき

て居るを見走り出で、草履を取り與へしを朋輩中にて議論を起し、如何に親密なればとて士たるもの、人の草履を取る如き氣象の無き仕方なりとて、遂に喧しくなり、斯くの如き耻をも知らざるものと、共に奉公し難しとて、家康に申し出でしに、家康は驚きて金三を呼び出してその心得を問ひたり、金三答へて、「吉丸は臣の舊主人の子なり、然るに日中の熱さをも事とせず、君に忠勤の爲めとて跣足にて立ち居るを見て心に忍びざる所あり、耻も何も構はず致せしなりと云へければ、家康は大に感じ、『幼少にして舊主人を忘れざるは殊勝の至りなり、舊主人をさへ忘れず、其の他は推して知るべしとて、却てその心得を褒めて、家祿を増し身分をも上げられしとなり、

第三十二 松平信綱

松平信綱は、幼名を甚四郎と稱し、徳川家光の世子たる時より侍臣たり、公嘗て屋上の雀の子を見て、近臣に命じて之を捕らしむ、屋は將軍の居間なり、衆敢て往くもの無し、乃信綱を推して曰く、『汝年幼く體輕し、宜しく往くべしと、信綱勉強して命に應ず、夜潜に屋に縁り、之を索めしに、足を失して、庭中に墮ち、礫然聲あり、將軍刀を提げ、夫人燭を執りて出づ、信綱を見て、其の來由を問へば、對へて曰く、『臣雀兒を觀て、之を愛し、竊に來捕ふるなりと、將軍の曰く、『否、是れ必ず命じたる者あらんと、色々に推し問へども告げず、將軍怒りて信綱を大なる囊の中に入れ、其の口を緘して之を柱に懸けて曰く、『汝實を告げずんば、出づるを許さずと、信綱囊中より之を爭ふて旦に徹す、旦日將軍出で、朝を視る、夫人信綱の志を憫み、飯を以て之に食はしめ、復口を緘する初の如し、日中將軍入り、復之を詰る、終に辭を改めず、夫人請ひて之を縦す、將軍目送して曰く、彼の童能く此くの如し、必我が兒を羽翼せんと、後果して其の言の如し、

森蘭丸は名を長定と稱し、三右衛門可成の第三子にして、織田信長の近臣なり。信長一日、廁に行きしとき、蘭丸其の刀を奉じて、側に在り。信長の出づるを待つこと良久し、徒然の餘り、執る所の刀の鞘の漆黒にして、紋數十條あるを、潜に其の數を算へて、之を記憶しけり。信長之を見知りたれども、素知らぬ様にて出で來れり。その後三四日を経、何氣なく左右のものに向ひ、「汝等誰にても能く此の刀の鞘の上に在る款紋の數を言ひ當てよ。若當たらば此の刀を褒賞として與ふべし」と曰ひければ、左右の者爭ひて我こそ褒賞に與らんと、勇みてその數を言ひしも、獨蘭丸のみ黙して言はざりけり。信長蘭丸に向ひ、「汝は何故に之を言はざるぞ。此の刀には望みは無きか」と問ひしに、蘭丸謹みて「臣嘗てその數を算へ、今之を記憶し居れり。今若し知らざる様にて答へなば、是主公を欺きて其の賜を貪るなり。これ臣が心に恥づる所なれば、敢言はざるなり。萬一我初めよりその數を算ふること無かりせば、言ひ當つることもありしなるべし。今は反てその數を知れるを悔ゆるなり」と答へしに、信長その正直にして、欺かざるを悦び、遂にその刀を賜はりたり。

又信長は常に人を細微の末に察せられたり、あるとき自ら十指の爪を剪り、侍臣森蘭丸をして剪りたる爪を捨てさせけるに、蘭丸左右を搜索して良久しくなれども、立ち去らざりしかば、信長訝りて「汝何故に退かざるか」と問ふ。『剪餘既に九を得たれども、未だその一を見出さず。故に索むるなり」と答へければ、信長起ちて雙袖を振りしに、爪の剪片一つ墜ちたり。是に於て信長大に蘭丸を賞して、人は心を用ふること當に此の如くなるべしといひて、ますます寵愛せられたりといふ。

又信長嘗て蘭丸が材を驗みんと欲し、命じて前室の紙障を閉さしめけ

る、蘭丸は命に應じて往き見るに、紙障は既に閉ぢてありたり、然れども徐にこれを開きて後復疾くこれを閉ぢ、然る後反命せり、信長紙障は果して開きてありしや否やを問ふに、蘭丸は答へて『既に閉ぢたりと云ふ、』然らばその憂然として聲ありしは何ぞと問ふに、蘭丸跪き『主公、臣に命じて紙障を閉さしむ、若その既に閉ぢたるを見て空しく歸らんには、是れ主公の命を廢するなり、此後諸臣の主公の命を忽にせんことを恐れ、緩く開きて、緊く閉ぢたるなりと答へけり、またある時閑室の窓の蔀を下さしむ、蘭丸乃ち到り見るに、蔀の上高くして見えざりければ、竹の杖にて之を搜りしに、杖に音して觸るゝものあり、蘭丸脚子を踏みて之を見るに、磁器に水を盛りて上げ置きたるなり、因て先づ磁器を下し而して其の蔀を下せしとなり、是は信長蘭丸の作法を試みんとて、豫め爲し、く注意してありしかば、感賞を受けたり、蘭丸はまた武勇も秀でたるを以て十六歳の時には既に五萬石の地を賜はりたり、

第三十四 阿若丸

後醍醐天皇北條高時の權を專にするを憤り、日野資朝俊基等と之を討んことを議り、事覺れ高時俊基を捕へ、資朝を佐渡に流し、且つ其の謀主なるを以て遂に佐渡の守護本間氏に命じて之を殺さしむ、資朝の子に阿若丸なるものあり、年僅に十三なり、之を聞き、往きて面たり別れんとせしに、母泣きて之を止むると切なり、阿若固く請ふて遂に往きけり、本間入道其の孝思に感ずれども、事の漏れん事を恐れ、肯て相見ることゝを許さず、遂に其の族三郎をして、資朝を殺さしめたり、阿若丸謂へらく、一たび父を生前に見ることを許さず、此の怨み報せざるべからずと、居る數日の後、一夕風雨晦冥なるに乗じ、夜深く人定まるを候ひ、其の寢室を

親ふに入道を見ずして、唯に三郎を見るのみなり。因て意ふに「是れ手づから我が父を殺せし者之を斬るも、亦少しく怨みを報ゆるに足ると、將に室に入らんとすれども、燈の明かなるを恐れありしに、會蛾の飛び來れるありて窓を推せば、則ち入りて其の燈を撲ち滅しけり。乃ち入りて三郎を蹴覺し之を殺しけり。然れども門皆緊く閉ぢ、深池館を匿り、逃れ出づべからず。乃ち池邊の竹に攀ぢ、其の梢に至れるに、竹池の外に偃し、遂に脱することを得たり。後に官中納言に至る、

第三十五 大石良兼

大石良兼は主税と稱し、良雄の子にして幼より容貌輕しからず。殆成人の如し。母は但馬豐岡の領主、石極氏の老臣、石東源五兵衛の女なり。年甫めて十四歳にして、赤穂の難に逢ふ。時に弟二人あり、俱に父に従ひて京都に赴けり。明年、良雄妻並に幼兒を豐岡に遣し、石東氏に托せんとせしとき、主税を召して告げて曰く、「人生れて十五を成童と云ひ始めて學ぶと、今汝が年は既に此に及べり。汝意を留めて吾言を聞け。人の道たるものは、義より大なるはなし。義は君臣より重きはなし。汝が父なる良雄は國恩を受くること至て厚し。義に於て先君の爲に死すべし。汝はいまだ仕へずといへども、親しく君の祿を受くるものゝ家に生長して衣食に足り、奴僕を使ひ奉養の安きを稟け、歲月の間裕かに暮せしは、即國の恩澤なり。汝此の時を以て生を捐て先君に地下に報いずんば、有るべからず。故に今吾汝に死を勸む。父子の情を以てすれば、固より傷まざるにはあらざれども、生を偷みて辱を受けんよりは、寧義を以て死して譽を百世に擧ぐるの勝るに如かず。是れ吾汝に死を勸むるは、汝を愛するの深き所以なり。汝もし吾が言を聽かずして生を欲せば、汝が母に従て豐岡に往くべし。徒に吾に従ふことなかれど、主税涙を流して「父上何ぞ此く

の如き言を出し賜ふか、主税少年と雖大義の分を知れるものなり、いか
でか君を忘れ親を棄て自禽獸の行をなして耻づることなからんや、願
はくは父と共に天下後世に父子國に徇ふの義を稱せられんことを云
ひしかば、良雄その言を聞きて『汝幼少なるも志の壯なるものなり、誠に
吾が子なりと哀み涙を流して泣くこと暫なり、此の年九月主税小野寺
十内大石瀬左衛門等を従へ、江戸に下り武州河崎の驛にて元服し、岐然
たる一丈夫となれり、十二月良雄に従て力闘すること、人に過ぎたりと
云ふ死せし時年十六その辭世に

極樂の道は一筋君共にあみだをそへて四十八人

とありたり

第三十六 池田光政

池田光政は、備前國岡山の城主なり、幼少の時より至て孝心深し、常に親
の喜ぶ顔を見るを以て何よりの樂みと爲し、親の心を慰さめんことを
のみ心とせり、ある日母親が家臣に命じて庭に松を植ゑしめしに、幾度
もなく植ゑ直さしむるも、その植ゑ方如何にも母の意に適はざる如く
なれば、光政は直に親から庭に飛び下り、鋏を取りて土を掘り、母の氣に
入る様に植ゑ直せしといふ、光政は大名の事故家臣も多く有るに、これ
に命せずして却て自ら手を下せしは、若し家臣にのみ任せ置かば、その
植ゑ方惡しくして、母の意に適ふまじ、母の意に適はざる時は喜ぶ顔を
見ることが得ざるを以てなりしと、誠に感すべきことなり、

第三十七 松平好房

松平好房は四五歳の時より已に文字を知りて能く讀み能く書き又能
く父母に事へたり、外に出づる時には、必ず行くさを告げ、歸りし時に
も亦必告ぐ、若し珍しき物を得ることあれば、必ず父母に呈し、父母之を

受くれば喜びの色満面に見はる又父母より物を賜はれば拜して之を受け、大切に於て失ふこと無し、凡て父母の言は慎みて違はず、人と話して父母の事に及べば容を改めて聴けり、稍長するに及び父母病ある時は常にその側を離れずして介抱せり、且己も多病なるが故に、父母の憂をなさんことを懼れて養生の心掛け怠らざりしといふ、

第三十八 下野公助

舍人下野公助は、敦行の子にして射術の達人なるが、或日右近の馬場にて賭弓有りしに、三つの的とも皆射損じたり、敦行常には極めて子を愛する者なれども、是を見て忤もはきあへず、馬止の方に走り行きて杖を取りて公助を打つ、敦行は八十餘の老人にて公助は若く壯なるに逃げんどもせずして二十計り打たれたり、人々「いかで逃げもせずして、かくは打たれたるぞ」と問ふに、公助「父の年八十に餘りたれば、若腹立ちたる上に逃ぐるを追はれ、蹶き仆れもやせむと思ひて、打ち伏せられたるなり」と答へければ、人々涙を流してサテモ愛たき孝子なりと歎賞せり、

第三十九 丈部祖父麿

丈部祖父麿は、漆部司令石勝の子なり、養老四年石勝貧に迫りて己が司る所の官の漆を盗みたること顯はれ、流刑に處せられたり、時に祖父麿年十二、弟安頭麿年九、乙麿年七つなるが、共に官に詣りて「父のこの罪を犯せしは兒等を養ふに力なくて已むを得ず起りし罪惡なり、故に兒等三人若し微りせば、父は斯る惡しき心は起さるべし、さればこの罪は即兒等三人が共に犯せし罪に異ならず、伏して願はくば兒等三人終身官奴となりて父の罪を贖はんと切に請ひければ、朝廷之を慙みその至孝に感じ、請ふ所に依り官奴となして、石勝が罪を免し、尋で又三子を免せしとなり、

第四十 宮崎奇

尾張國に宮崎奇といふものあり幼き時より孝心深く至て温順なりしも性質虚弱なるを以て母は大にこれを憂ひて日々に灸を据ゑたり何故にかく日々灸を据ゑしかといふに昔は今の如く醫療も開けざるを以て必ず多く灸を据ゑるを何より宜しき事とせしなり一日例の如く灸を据ゑしに中途にして泣き出せるを見て母怪みて「熱きかと問ふに奇は答へて「熱きは耐へ得べきも嘗て先生よりこの身體は指の先きより髪ノ末まで皆これ親より受け得たるものなれば疵を付くべからずと教へられしも我が身の弱き故に母上にも心配させその上態と身體に疵を付くるかと思へば悲みに堪へざるなりと答へたりかく平生教師の教を忘れず自體を忽にせざるは感すべき事なり果して成長するに従ひ孝行の美談も世に聞に遂に名高き學者となれり、

第四十一 陶山訥菴

陶山訥菴は庄右衛門と稱し對馬國の藩士なりその稟性至て弱く寒さには中り易きにも關はらず六歳の時の寒中に足袋を穿き居らざるを以て或人訥菴に「何故足袋を穿かざるかと問ふに訥菴答へて「母の手親から製りし物なれば何とて足に着くことを得べきと云ひたりかくの如き孝子故その志も亦格別にして十五六歳の時より農民の爲めに何か一つの利益を起さんものをと企てたり原來この對馬の國は山林森々として平地少く秋の末に至れば猪や鹿の爲めに田畑を荒され貢の料も覺束無き程にて有りしかば村々にては交るゝ見張番を置き終夜鐘太鼓を打ち鳴らして獸を追ふその騒動一方ならざりしなり然るに訥菴は如何にもして此の害を救はんものをと千辛萬苦し十年の間に十餘萬頭を斃せし故鹿は纔に残し置きしが猶猪は愈く殺し盡

して數百年來の患害を悉く除き去りしかば領主の満足は云ふも更に
て、人民は誠に神の如く親の如くに仰ぎ尊び喜び勇みて農業を勵みし
故訥菴は又更に農事に就きて種々利便なる事を教へて大に國益を爲
せりといふ、

第四十二 農夫二郎

信濃國水内郡富竹村に二郎と云ふ農夫ありけり、幼かりし時父を喪ひ
て母に育はる、二郎稍長するに隨ひ放蕩無賴にして農業とては少しも
爲さず、賭ごとをのみ好み、故に母これを憂ひて之をば「誠むれども
聽かず、竟には才吉といふ博徒の義子となりて、毎夜その家に往きて博
奕せり、その道一里餘りありて、山嶽廻り下は深き谷にて、木竹多く生ひ
繁り白晝も暗きこと夜の如く處々に熊狼等の棲む巢窟さへあるを以
て、人みな畏途と呼びて通るもの甚だ少し、母大に之を危みて痛く二郎
を懲して後行くことなからしめんと思ひて、一夜人を厲鬼の姿に扮は
せ、墓の間に隠し置きて、その過ぐるを見て突然出でさせたり、二郎この
時十七歳なれども、剛氣のものなれば、少しも畏るゝ氣色無く直に進み
よりて之を捕へし故、その人詮方なくて實を以て告げければ、二郎は手
を又き、頭を低れ涙を流して曰く「噫嘻吾れ過てり、母の慮り斯くまでに
てありけるか、今より後は必博奕をせず、農事を務めて前罪を贖ふべし、
願はくは我が爲によく母に謝し給へどて、共に還りてその事を告げし
にぞ、母の喜びいはん方無かりし、二郎はやがて賭具を燒き才吉と交り
を絶ちて痛く自ら責め力作して倦まず、されども貧しきが上に二郎の
放蕩につきて、負債多くして窮乏骨に入り、冬になれども被褥とては
無し、二郎衣を脱ぎて母に着せ己は藁を被りて寝ね、熟考へ嘆きて母を
して凍餓せしむるは人に非ざるなりと、懺悔奮勵することまずく、切

にして、晝は力を極めて耕し、夜は鞋を作り、索を緬ひて怠らざりければ、得る所の利人に倍し、數年ならずして家道稍裕になりて、口及び身體の供給は缺くること無きに及び、怡色を盡して母を養ひたり、嚮には郷の父兄等各その子弟を戒しむるに、汝等決して二郎の如くなること勿れと指ざし目ざし卑し下し、今も今は却て汝等彼の二郎の如くなれ、然らば吾等足りなると引きて鑑としけるとなり、

第四十三

樵夫清七

樵夫清七は、幼にして父を喪ひ、獨母に仕へたり、母嘗て富家の乳母たりしかば、その口菜蔬を厭ひて魚鰕を好めり、清七貧なれども、其の嗜みを以て奉養し、夙に起きて山林に往き、夜に入て返り、くりては母の心を慰め、常に怠ること無く一心に働かししかば、その取る所の薪は他人に倍せり、而して之を賣り、その價を兩分して、一は以て母の不時の求めに備へ、一は以て母の平日の用に供し、母をして身を終るまで美味に飽かしめたりとぞ、

第四十四

藤岡喜一郎

藤岡喜一郎は、因幡國の民久四郎の長子なり、年甫めて七歳のとき、父病みて盲目となり、家業をも營むこと能はず、母は早く失せければ、働くものは一人として無き故に、生活の路絶えて唯餓死を待つばかりなり、喜一郎至孝にして自ら父を養はんと欲し、少しの賃錢を以て糠を買ひ、之を問屋に賣り、その利益を以て父と弟妹とを養ひ、一日も怠らず、年を経るに隨ひ、孝心ますます厚し、時に妹は十一歳、弟は八九歳なりしが、皆兄に化せられて、妹は人の子守となりて、その給金を兄に予へ、弟は兄を助けて日々商業を営みて、父の志を安んぜり、父は三兒の睦ましく己の爲に勞を厭はず、且物和かに事ふるを悦びて、その顔色を見ること能はざ

るを悲めり、然れども三兒共に心掛けよく、孝弟の道を盡し怠ること無く、勉め勵みしを以て遂に富有の身となりしとぞ、

第四十五 孝子市郎兵衛

越後國蒲原郡小川の莊吉津村の百姓に長右衛門といふものあり、その子市郎兵衛といふは幼き時より孝心深く少しにても父母の心に違ふことなし、夜は父母の床をのべ、朝は疾く起き出で、煮炊きをなし、家内を掃除し、圍爐裏の邊に席を設けて父母の覺むるを待ち、既に起き出づれば、手を取り導きて設けの席につかしめて、後手水をとり、髪を梳る等深く慎み敬ひて、少しも怠る氣色無く、若し父母の近隣などへ赴くときは、必これを送り附け、また歸るべき時刻には、かならず往きてこれを迎ふ、されど先方の家にて、快く物語りなど爲し居る時には、其の面白さを邪魔せんことを恐れて、迎へに來りし事をいはずして歸り、再び程よき頃を計りて往き迎ふるなど、注意至らざることを無し、されば、この事いつしか領主の耳に入り、その孝心を賞せんが爲、米若干を賜はりたり、之れ實に天和三年秋の事なりと云ふ、

第四十六 永田佐吉

永田佐吉は、美濃國羽栗郡竹鼻の人なり、幼にして父を喪ひ、獨母の手に養はる、長じて常に謂ふ『母の在す時に心を竭して事へずば、一旦世を去らば如何にせんとて、孝養怠ること無く、又平生物を利することをして志とし、所在の橋梁は皆石にて作り更へ、出水の時にも流失の患無からしめ、途中に米粒の遺ちたるあれば、必拾ひて雪の日に飢えたる鳥に食はしむ、其の大小共に心を用ふることを、概斯くの如くなりしかば、人皆佛佐吉と呼びなせり、その幼かりし時、尾張に行きて人の家僕となる、少しにても暇ある時は砂を聚めて字を習ひ、又師に就きて讀書を受く、同輩

之を嫉みて、主人に諧せしかば、主人はその言を信じて、之を逐ひ出しけるが、その後佐吉は美濃より尾張に行くごとに、必主人の家を訪へり、主人は深く其の長者なるに歎服し、前に之を識らざりしことを愧ぢ懺めり、佐吉は綿を賣り生業とせしが、家貧しくして、秤量無かりければ、唯人の爲すに任せて賣買し、而かも疑ふこと無かりける、故に、人もまたその清廉なるに感じて、欺くに忍びず、賣る物は多く與へ買ふ物は少く取れり、是に由りて、産業日に起り、遂に財を生じて志の如く賑恤を行ふことを得るに至れり、母嘗て餅を鬻がんとせしに、佐吉請ひてその形を小にせり、母怪みて其か故を問へば、答へて『人情は皆利に趨るものなれば、若我が餅の他より大なる時は、人必争ひてこれを求めん、然るときは舊の餅屋の業を害はんと云ひければ、母その志を稱してこれを小にせり、然れども買ふものは絶えず、大に繁昌せり、又或年の暮に、金を懐にして近江より歸る途、次夜山中を過ぎ、群盜に遇ひしかば、乃金と衣とを併せて皆これに與へ、暗くして道を失ひたれば、我を官道に導かれよと請ふに、一人之を諾して其の居を問ふに、佐吉『我が家は竹鼻に在りと答ふ』然らば佐吉君にはあらざるかと云ふ、然りと答ふれば、群盜驚き歎じて長者を凌辱せしこと誠に罪深しとて、更に金と衣とを返し、厚く謝して立ち去りぬ、晩年に及び、その大小の德行皆領主に聞え、米若干石を賞賜せられたりとなり、佐吉は寛政元年に年八十九にして歿せりといふ、

第四十七 孝子龜松

孝子龜松はその父を総右衛門とよび、信濃國佐久郡内山村の農民なり、内山村は上野と信濃との間なる破風山の麓にて、猪鹿のたぐひ最も多く、田畑を蹂み躪し、五穀を害するを以て、村民は諸處に番小屋を設けて、田畑を守る習なり、総右衛門父子も逢月といふ處に小屋を構へて宿り

居しに、頃しも天明八年九月廿五日の夕頃、龜松は外に出でて草を刈り、総右衛門ひとり小屋の内にて火を焚きて臥し居たりしに、圖らずも一匹の狼來りて、総右衛門の足を噛みけるに、ぞ、総右衛門大に驚き、これをふり放せしに、狼また唇より腮をかけて噛みつきたり、総右衛門は如何ともなしがたく、狼の耳を掴みて叫びければ、龜松その聲を聞き驚きて走り來り、直に鎌を揮ひて狼の口に突き入れしが、鎌の柄折れたり、よりてまた父の鎌を取りて狼の口に突き入れ、これを倒しければ、狼怒りて奮ひ起きんとするを、側なる石を取り力を極めて狼の口なる鎌の柄を打ちこみ、狼の齒は折れにけり、龜松は其の勢に乘じ、また力のあらんかぎり、大指を以て狼の兩眼を抉り出し、遂にこれを斃し、父を扶けて家に歸り、種々治療を加へければ、その瘡日ならずして癒えけり、此の時龜松は僅に十一歳にて、元來孱弱の性なりしが、父の危急を見て之を助けんと、身命を顧みず、猛獸と格闘して之を斃せしは、その親を愛するの至誠に、出でしものなりとて、代官大貫次右衛門これを幕府に聞えあげ、同年十一月銀子若干を賜はりて褒賞せられたり、

第四十八 孝子傳藏

安藝國高田郡桂村にて、高二十石程持ちたる百姓に、貞右衛門といふものありて、男女四人の子を持ちけるが、二男を傳藏といひて天性至孝なりき、其の十歳の頃、其の母虛弱の病にかゝり、日を経るまゝに漸く危篤に向ふのみならず、折しも妊娠中なりければ、快復すること覺束無し、醫師の語るを聞きて大に憂ひ、日夜母の側に在りて、或は其の肩を撫で、或はその脚を摩り、藥をすゝめ、飲食は醫師に問ひて毒にならざるものを選び、自調へて之を進むるなど、介抱至らざることなかりき、また以前は近隣の子供等と遊びしこともありければ、母の病にかゝりし以後は

嘗て遊びしことなし、或日外國人の此の村を過ぐるものありしに、村内の人々先を争ひて之を見に行きたり、傳藏にも出て見よと勸むるものありしかども、遂に出でずして母の側にありけり、また隣家に伊勢神樂の舞ありとて子供多く群りて樂しみ笑ふ聲喧しく聞えけれども、傳藏は矢張り母の側に侍りて、終に戸の隙間をも窺はざりしとぞまたある時煙草を刻む刀にて足を傷つけ、血の流れてやまざるを深く悲しむ體なりければ、ある人「痛み強きやと問ひしに」血出でて止まされば、今宵母を看護すること能はざるを憂ひて悲しむなりと云ふ折から母の呼聲しければ、應へも果てず、その前にいたりけるが、母心を痛めんことを恐れて、創の事は打ちかくし、平生の如くにものがたりせしとぞ、其の後母の病も次第に快く、やがて産の紐をも解きたるが、傳藏が一伍一什世に著く聞えければ、其の頃領主より若干の銀を賜はりて、これを賞しける

とぞ、是天明五年傳藏十一歳の春なりといふ、

第四十九

小式部内侍

小式部内侍は橋道貞の女なり、いまだ幼かりし時禁中に歌合せありけるに、小式部も亦其の作者の群に加はりたり、小式部の母は和泉式部とて、世に名高き歌人なりければ、人皆小式部の歌は、母の直したるものならんとのみ疑ひ居けるに、其の頃和泉式部は後の夫丹後の守保昌に従ひて、彼の國に下りてありければ、中納言定頼卿、小式部の前にて、丹後へやられたる使はまだ歸らずやと戯れけるに、小式部簾より半出で、定頼卿の直衣の袖をひかへて、

大江山いくの、道の遠ければ

まだふみも見ず天の橋立

と詠みかけしにぞ、定頼卿驚きて、返歌もせずして逃げられたりとなん、

第五十 夜叉女

夜叉女は左馬頭義朝の女なり、母は美濃國青墓驛の長大炊の女にして、
 名を延壽と云ふ、夜叉年十二にて、猶母の許にありし時義朝軍敗れて關
 東へ走り、夜叉女の異母兄頼朝も亦父と共に落ちたりしが、路にて後れ、
 獨り大炊の家に行きけり、一家の人々大に悦び厚く饗應しけるが、かく
 て朝頼は運拙く敵の爲に捕はれとなり、再び大炊が門前を過ぐるとき、
 夜叉女之を見て泣て曰く「兄も亦義朝の子にして、頼朝の妹なり、理當に
 免れざるべし、他日再敵の爲に辱を受けんよりは兄と共に死するに如
 かすどて、後追かけて走らんとするを、家内の人々色々に嘲かし留めけ
 れば、夜叉女も強ひ兼ねて居たりしが、其の後竊かに川に身を投じて死
 せりとぞ、

第五十一 比佐女

比佐女は丹波の人なり、年十二にして出で、篠山に婢たり、篠山はその
 郷里を距ると僅に數里なれば朝夕瞻望して父母を慕ひけり、又主家よ
 り錢帛穀果を與ふることあれば、少かたりとも必ず之を父母に致すを
 常とせり、或人主家の兒に夜叉と婦女との假面を贈りしとありしが、主
 母其の兒の怖れんことを恐れ、夜叉の假面を秘し、婦人の假面のみを以
 て兒に與へしが比佐女視て懇切にこれを得んことを請ひ、遂に涕泣し
 て強ゆるに至るゆゑ、主母且笑ひ、且怪み、その兒を暖して、取り戻し之を
 比佐女に與へけり、比佐女欣喜極り、無く、舍に入り、假面に對して獨語せ
 り、主母益々怪み、比佐女が他に往くを狙ひ、竊に夜叉の假面を以て之に換
 へしに比佐女歸り來り、舍に入り、假面を見て遽に驚き、悲泣號慟して止
 まず、日暮るゝ比主家に請ふて暇を得、急に馳せて家に歸れり、父母其の
 夜深けて獨歸るを怪み、迎ひ入れて故を問ふに、比佐女の曰く「我疇昔主

家より婦人の假面を賜はる、その貌太だ母上に似たり、故を以て常に相
見て嬉みしに今日遽に變じて夜叉の假面となれり、因て謂らく、是れ必
ず母上に變ありと、而して今その恙なきを拜す、欣喜に堪えざるなりと
欣び餘て又泣きしとぞ、

第五十二 微妙

建仁中に微妙といふ名妓あり、京都の人なり、往きて鎌倉に在り、將軍賴
家其の舞技を比企能員の第に觀て、大に之を歎賞せり、能員の曰く、此の
女京都より來る、蓋し願ふことあるならんと、將軍親ら之を問ふに、微妙
言を出さずして只涕泣するのみなり、將軍屢問ひしかば漸くに答へて
曰く、妾が父は右兵衛尉爲成なり、建久年中讒を蒙りて獄に下され終に
奥州に放たる、母之を悲しみて憂へ死せり、時に妾七歳にして兄弟なく、
又親戚も無し、而して常に父を想ひて悲泣すれども、其の生死を審にせ
ず、依りて思ふに、歌舞を習ひて以て人の愛憐を買はば、或は幸に信を父
に通ずることを得んと、是れ妾の小技を以て、此に來る所以なりと、言ひ
終りて復泣き、滿座之が爲に涕を垂れざるは無し、將軍其の意を憐れみ、
即使を奥州に遣ひして爲成の存否を問はしめしに、後十餘日を経て
使者復命して曰く、爲成既に死せりと、微妙之を聞き、號哭して哀を極め
頓に壽福寺に入りて尼となり、名を持蓮と更めけり、二位の禪尼之を憫
れみ宅を賜ひて之に居らしめ、又數持佛堂に召して持蓮と物語りせし
と云ふ、

第五十三 妙冲

橘逸勢は右中辨從四位下入居の子なり、人と爲り放誕にして細節に拘
はらず、尤隸書に妙なり、當時三蹟の其一人と名立てらる、桓武天皇の御
代に遣唐使に隨て唐朝に至りしかば、唐の中父人逸勢を稱へて橘秀才

と云ひしとなん、かくて歸り來るの日、數官を歴事して年老ひ衰弱に及びければ、閑居して仕へ奉らず、かゝりし程に、承和九年、連に伴健岑の謀反に染められ、罪を得て貶せらる、配所に赴く時、只一女あり、泣き悲しみて父を慕ひ、徒走して之に従ふも、監送するもの之を叱りて従ふことを許さねども、女兒は、猶遠くも去らず、乃晝は止り、夜は潜びやかに従ふ程に、逸勢は早や遠江なる板築驛まで行き到りしに、逆旅に於て身まかりければ、天に叫び地に伏して悲しめども、救ふべくもあらず、魑に屍を收め葬りて、其の側に廬を結び、屍を守りて去らず、自ら落髮して尼となり、妙冲と名乗りける、而して亡父の爲に、曉より暮るゝまで苦張怠らざりければ、路を行き交ふ人々も、之が爲に、泪衣襟を濡しぬ、斯くて歸り葬れど、詔ありしにより女僧は父の屍を負ひて晴やかに歸京せしかば、時の人感歎し、稱して孝女と呼びなせり、逸勢は學問も善し、手跡もよし、唐土までも名を留めし、最ども愛たき文人なり、一旦謀叛の事に坐せられしかども、其の罪に非れば、終に大赦の時に逢ひて、白骨歸洛の朝恩に露ひ、剩位を贈られたるも、妙冲の孝行を神も憐み給ふ程に、君も恩恵を給ひしなるべし、盡すべきは孝行にてありける、

第五十四 富女

大坂松屋町に、富女と云ふものあり、兄を仁三郎とて十五歳なるに、五歳と三歳なる弟ありて、父は去年病死しければ、母一人にて紙を商ふ傍に、小錢など兩替して生業とせり、或夜盜賊三人にて、刀を抜きたるまゝ、戸を蹴放し、外より入らんとするを、母は早くも聞きつけ、幼子を懷にし、裏口より遁れ去りたり、仁三郎も續て出でんとするを、盜賊共引き捕へ、金は何處にある、知らさずばかくせんとて、刀背を以て撃ちたりければ、富女は此の時僅に八歳なるが、驚き悲み、豫て親しき人々より、年玉など云

ふことにて、贈られたる小玉銀入れ置きたる囊を持ち出し、弟をば後に
圍ひて、白刃の下に走り寄り、『金欲しくば、是れを参らせん。兄上をば許し
賜へ。若し許す事ならずば、其の代りに我を殺してよといふに、さしもの
盜賊共も顔見合せ、世には優さしき幼児もあるものかなどて、その儘に
て許し去れり。後此の事官に聞え、白銀若干を賜ひて、其の友愛の情深き
を賞したり、

第五十五

綱女

若狹國小濱の城下に狂狼の暴れたることあり、某士の家婢にて十四五
歳になれる綱女といへるもの、主家の幼児を負ひて遊び居ける時、彼の
狼不意に走り來りて、飛び付きけるを、綱女は急に己が裾をまくりて、背
の幼児を覆ひうつふしになりたれば、狼は綱女の尻へ喰ひ付きぬ、さる
り、物に乗せたるまでは、氣息たしかなりしが、主家の幼児の故無き由を
聞くどひとしく、息絶えたり、やがて、其の親の許へ昇き入れたるに、主の
妻も驚きて來れるに、綱女の母は、幼児を渡して、血にはまみれ給へど露
ばかりもあやまちせさせ奉らざりしを、悦び侍るなりといへり、此の母
も亦常人にはあらざりけり、其の事國侯に聞ければ、大に綱女の死を
憐み、石碑を建て、忠列綱女之墓としるし、又其の銘は、儒臣小野忠次郎
に命じて作らしめしと云ふ、

第五十六

中田タツ女

土佐國吾川郡伊野町に中田幾三郎といふ者あり、此の人病に罹り、其の
妻もまた病みて共に久しく病の牀に臥しぬ、女タツは、纔に十一歳なれ
ども、能く兩親の病を看護し、六歳の弟を養育せし、父病歿の餘り、常に食
物を好みて、之を得ざる時は、怒り罵りければ、タツは憂へ悲みて、此處彼

處に奔り行き、如何なる遠き處をも厭はず、求め來りて父に捧げ、自分は食を斷ちて、父母の病の平癒せんことを神佛に祈るほどに、これを見る人、感賞せざるはなかりける。父病癒にし、後罪を犯して、徒罪場に入れられければ、母之を憂ひて病ます。重り行くに、弟も亦癩疾にて泣き叫び、父を慕ひて止まず、ダツは心を碎きて、種々に慰め、勞はれども、更に生活の立つべき術なく、高知縣廳に願ひ出で、「己は年稚きが上に、女の身なれば、如何ばかり勵み勉むとも、母と弟とを養ふこと、覺束無し、願はくは己の身を以て、父の罪に代らしめて、父を家に還し給へ、さらば母と弟とは餓死を免るべし」と、再度まで哀訴したり、縣廳にても、其の孝心を感賞し、竟に幾三郎の罪を赦したまへりといふ、

第五十七

ソヨ女

尾張國海西郡に、ソヨといふものあり、父を善六といひ、家極めて貧しく、漁業を以て生計を營めり、ソヨ年貳歳の時、善六その妻を離別し、老母及びソヨと三人暮しにて、細き烟を揚げ居しが、其の後老母も身まかりたり、ソヨ稍長するに及びて、孝心深く、日夜芋をうみ、機を織りて、父を養ひ、その身は更に粧ひもせず、父酒を好みて、日々必飲まざることを無ければ、ソヨは常に錢二十文を奉じて、其の資に充てしが、或日父他出せんとせしとき、ソヨは酒の代十文を出しければ、父怒りて、「何故にその半を減ずるか」といへば、其は減せしには侍らず、一時に飲み給はば、御身を害し給はんかと、氣づかふより、後刻復進めんと思ふよしを答へけり、又或日ソヨ外出せし時、父既に十文の酒を飲み盡し、日暮に及ぶも酒錢を得ざりしかば、飯を喫せんと欲し、桶の蓋を開けば、十文入れてありしにぞ、父の喜び大方ならざりけり、父出で、酔ふときは、その歸り常に晩きを以て、ソヨハ途に迎へ、寒き時は衣服を負ひ、雨降れば、簑笠を携へ、その往く所

を尋ねけり、或夜路傍に酔ひ倒れ、蚊に刺れながら熟睡するを見たるが如何にも扶け歸ること能はざりしかば、急ぎ歸りて蚊帳を取り來り、父の臥したる處にかけ、終夜看護して曉に及べり、地頭志水氏、ソヨの孝行を聞きて大に感じ、租税を除きて、その里門に旌表したるに、國司も亦金を賜ふて其の至孝を賞せられしとなり、

第五十八 文王

周の文王は諱を昌といひ、幼き時より父の王季に日に三たびの朝を缺かず、鶏初めて鳴くときには既に衣服を整ひて寢門の外に待ち、内堅に問ふに『今日の安否は如何に』といふを以てし、安しと聞けば則ち怡び色に顯はれ、日中にも至りて復此くの如くし、日暮に及びても、亦此くの如くし、若安からざることを内堅の告ぐることをあれば、文王憂ひて行くに正しく履むこと能はず、王季の常の如く謹に復して後始めて顔を解けり、

永 孝 白 の 大 佳 田 激



明帝の聰慧



文王の子を武王と云ふ復父に事へて孝なり冠帶を脱がずして侍養し、
文王一たび飯すれば武王も亦一たび飯し文王再飯すれば亦再飯せし
とぞ、

第五十九 明帝

晋の明帝は幼きより聰慧なりしかば、父元帝殊に之を寵異せらる、其の
齡五六歳の時、長安といふ處より使者の到りし事あり、元帝一日明帝を
膝の上に置きて頭を摩でつ、太陽と長安とはいづれが遠きと問はる
ゝに明帝對へて『長安こそ近く候へ、何となれば人の長安より來りしこ
とを聞けども、未太陽のほどより來りし人ありとは聞き候はずとい
ふ、元帝大に喜び、其の翌日群僚を召して酒宴を催され、また明帝に『長安
と太陽との遠近を問はせけるに、此度は前に變りて『太陽の方近しと答
へられければ、元帝大に驚きて、如何に昨日の答には異なるかと問は

るゝに、明帝^{めいてい}今頭^{いまかしら}を仰げば太陽^{たいよう}を見候へども、長安^{ちやんあん}を見ること無し、故に太陽^{たいよう}の方^{かた}長安^{ちやんあん}より近しと存じ候とありければ、元帝^{げんてい}益^{えき}これを奇とせられけるが、後遂^{のちついで}に英明^{えいめい}の天子^{てんし}となりけり、

第六十

無恤

晋^{しん}の趙簡子^{てうかんし}といふ人は、二人の子ありて、長男^{ちやうなん}を伯魯^{はくろ}、次男^{じなん}を無恤^{むじつ}といひけるが、ある時、簡子^{かんし}二子^しの才^{さい}を試みんとて、訓誡^{くんかい}の辞^{ことば}を二通書きて二人の子に授け、『汝等^{なんじら}兩人共^{りょうにんども}よく、此の辞^{ことば}を讀み覺えよとて與へけり、されば二人共始めの程は、あけくれこれを誦讀^{しやうどく}して習ひ覺えんとしたりしが、年月を経るに隨ひ伯魯^{はくろ}の方は何時しかにこれを怠りて、絶えて讀むことなかりけり、さて三年の後、簡子^{かんし}は二人の子供を招きて、『豫ねて授けたる訓誡^{くんかい}の辞^{ことば}は如何に讀みけん覺えつるかど問ふに、兄の伯魯^{はくろ}は、其の辞^{ことば}を忘れ果て、一字一句も答へ得ず、父また『さらば彼の書付は何處にあると尋ぬるに、これすら失ひぬ、然るに』無恤^{むじつ}は如何にといふに、これは兄にまざりて賢ければ、辞よども無く其の辞^{ことば}を諳誦^{あんしやう}したるのみならず、其の書付をも懷より出してこれを父に呈したり、

第六十一

孔父文伯

支那^{しな}國魯^{こくろ}の孔父文伯^{こうふぶんぱく}ある日、友と共に堂に昇れり、其の母敬姜^{けいけいしやう}これを見るに、友人みな文伯を尊敬して、或は其の劍を持ち、或はその履を取りて、恰父兄に事ふるが如くなりければ、母急ぎ文伯を喚びて責むる様は、『古の聖主明君は、國中の人悉く臣下なれども、我に従ふ人は我に益無しとて賢人なれば敬ひ尊びて臣下の如くにも遇せられず、身をへりぐだりてこれに師とし事へんことを願ひ給へり、今汝年若く位卑くして才も亦足らざるに、其の交る友を見れば、みな汝より位卑く才劣れる人々なり、汝彼等の從ひ敬ふを悦びて、我が身を足れりと思はば、學問は進むこと